

## 千代田町広域公共路線バス魅力アップ推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千代田町における広域公共路線バス（以下「路線バス」という。）の魅力と利便性の向上を図る各種推進事業（以下「推進事業」という。）を展開するにあたり、基本的事項を定めるものとする。

(推進事業の目的)

第2条 本町の路線バスは、地域にとって欠かすことのできない貴重な交通手段であることから、利便性や付加価値を高めながら将来にわたり安全で安定した運行事業の維持を図ることを目的とする。

(実施方法)

第3条 町長は、推進事業の実施にあたり、館林市外四町地域公共交通会議、大泉町・千代田町地域公共交通会議及びその他関係機関と連携を図りながら、事業推進にあたるものとする。

2 町長は、長期的な展望のもと本町にとって事業効果の高い魅力的な内容を優先し、予算の範囲内で推進事業の実施を行うものとする。

(活動内容)

第4条 町長は、前条の実施方法を踏まえ、次に掲げる推進事業を行うものとする。

- (1) 町広報紙や町ホームページ等での周知・啓発に関すること。
- (2) 利用者に合わせた運行経路及び時刻の点検・見直しに関すること。
- (3) 路線バスに関するポスターコンクールに関すること。
- (4) 全線共通定期券、高齢者定額定期券及び回数券の普及啓発に関すること。
- (5) 館林市方面及び太田市方面への路線バスの乗り継ぎ連携に関すること。
- (6) 利用促進に向けた特別キャンペーンやイベントの実施に関すること。
- (7) 路線バス事業の理解を深めるための出前講座の実施に関すること。
- (8) 収入確保に向けた広告及び命名権（ネーミングライツ）に関すること。
- (9) 安全・安定運行に向けた路線バスの運転手確保に関すること。
- (10) その他町長が必要と認める路線バスの魅力アップに関すること。

(庶務)

第5条 この要綱に関する庶務は、総務課企画調整係において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。